

2013 年以降の対策・施策に関する検討小委員会の設置について（案）

平成 23 年 7 月 11 日  
地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。  
以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 地球環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、中長期ロードマップ小委員会を改組し、2013 年以降の対策・施策に関する検討小委員会を置く。
2. 2013 年以降の対策・施策に関する検討小委員会は、中長期的な低炭素社会構築に向けて 2013 年以降に実施すべき対策・施策に関する事項についての検討を行う。